

## ■■■国民年金からのお知らせ■■■

### 国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの国民年金保険料は

月額 **15,590 円**です

保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニなどで納めることができます。しかし、「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったり、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

#### 毎月振替は 2 種類

国民年金の口座振替には早割（当月末日振替）と通常振替（翌月末日振替）の 2 種類があります。

通常振替の振替日は「翌月末日」ですが、早割振替にすると月々 50 円の割引になります。

#### 早割

早割（当月末日振替）➡ 50 円（年間 600 円のお得）  
◎早割の振替日（例）4 月分の保険料を 4 月末日に振替

早割を希望する方は手続きが必要です

【必要なもの】年金手帳、預貯金通帳・届出印をお持ちください。

・早割にした場合、初回のみ 2 か月分の保険料（前月分 + 当月分 [割引]）が振替えられます。

・4 分の 1 および 4 分の 3 免除、半額免除の承認を受けている方は、早割を利用することができません。

#### 通常

通常の口座振替（翌月末日振替）➡ 割引なし  
◎通常の振替日（例）4 月分の保険料を 5 月末日に振替

#### ちよつと 増額 付加年金

第 1 号被保険者（および任意加入被保険者）の方は、希望により月々の定額保険料（平成 27 年度 15,590 円）に付加保険料（月額 400 円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

（※国民年金基金に加入されている方は利用できません。）

納める「付加保険料額」 月額 400 円

受け取る「付加年金額」 年額 200 円 × 付加月数

〈例〉付加保険料を 10 年間納めた場合 @ 400 円 × 10 年（120 月） = 48,000 円  
1 年間に受け取る付加年金額 @ 200 円 × 10 年（120 月） = 24,000 円（年額）

届け出・問合せ 住民生活課住民サービスグループ ☎22940  
健康福祉課住民サービスグループ ☎252411